

福井市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年1月22日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	滝	波	秀	樹
福井市監査委員	今	村	辰	和
福井市監査委員	下	畑	健	二

1 監査の種類

工事監査

2 監査の対象

(1) H31公201号 加茂河原ポンプ場更新土木工事

工事執行所属：企業局 上下水道事業部 下水施設課

(2) （仮称）北分署新築工事

工事執行所属：建設部 建築事務所 営繕課

事業所管所属：消防局 消防総務課

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 建設等工事が、市の施策に基づいて、経済的かつ効率的に行われているか。

(2) 設計、施工等が関係法令に基づき、適正に行われているか。

(3) 安全への取組が適切に行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査の実施に当たっては、契約関係書類及び設計図書等の提出を

求め、関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場の現地調査を行った。

なお、対象工事の設計及び技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、同法人から派遣された技術士の協力を受けた。

(2) 監査の実施期間

ア H31公201号 加茂河原ポンプ場更新土木工事

令和2年8月11日から令和3年1月19日まで

(現地調査日：令和2年10月16日)

イ (仮称)北分署新築工事

令和2年9月11日から令和3年1月19日まで

(現地調査日：令和2年11月10日)

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった工事が法令に適合し、適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めていることが、おおむね認められた。